

専修大学の法学教育と今村力三郎

—1880年の創立から1927年の法学部設置まで—

専修大学法学部教授 大谷 正

はじめに

専修大学の前身である専修学校は、米国留学から帰国した若者たちが1880年に設立した、この国で最初の日本語による経済学と法律学の授業をおこなった実用「高等」教育機関である。

今村力三郎は創設期の専修学校法律科の卒業生である。在学中代言人試験に合格し、短期間の裁判官勤務を除くと、以後一貫して在野の弁護士として活動した。彼は経済的に成功したのみならず、大逆事件、虎ノ門事件、五一五事件、帝人事件などの大事件の弁護人を担当して世間の注目を浴びた。母校専修大学との関係では、第二次世界大戦後の混乱期に大学関係者の懇請によって専修大学第五代目総長に就任し、新制大学への移行を実現した。彼は自宅を含む私財を大学に寄付し、大学の一室に居を構え、1954年この一室で亡くなった。身命をなげうって大学のために尽力した壮絶な晩年で、専修大学中興の祖と言っても過言ではない。

この講演の目的は、125年に及ぶ専修大学史のなかの、創立期から昭和初期までの前半に限って、①専修学校法律科から専修大学法学部設置にいたるまでの法学教育を概観すること、②それとともに卒業生であり、校友として大学と関係をもちつづけた今村の前半生を辿っていくことにある。この時期は専修学校の創設者たちが苦心惨憺しながら学校経営を続け、専修大学の建学の精神が確立した時期である。この講演の立場は、創設者たちの献身的な行為を尊重す



大谷 正

るとともに、そこに伏在した問題点についても考えるものである。

講演をお聞きいただく際に、年史資料室で作られた「専修大学法学教育のあゆみ」と「今村力三郎先生略歴」を参考にさせていただきたい。『ニュース専修』第408号（2004年9月15日）所収「創立125年記念特集」と校友会機関誌『Adonis』32号（2004年5月号）掲載の石村修「今村力三郎とその時代」は大いに参考になる。本報告は『専修大学百年史』上下に全面的に依拠している。興味のある人は『専修大学百年史』および今村自身の文章を集めた『法廷五十年』（いずれも専修大学刊）を図書館で是非読んでいただきたい。

私は一介の歴史研究者にすぎず、法学教育について見当違いの見解を述べるかもしれないが、この点は笑って御海容願いたい。

1. 専修学校の設立とその特徴

創立者たちとその周辺

『専修大学百年史』は専修学校の創立者として相馬永胤（彦根，コロンビア・エール），目賀田種太郎（幕臣，ハーバード），田尻稻次郎（薩摩，エール），駒井重格（桑名，ラトガース）の名を挙げ、さらに津田純一，鳩山和夫，江木高遠を創立者に準ずべき人としている。彼らは明治初年に米国に留学し、法律・経済・教育などの高等教育を学んだ人で、帰国後は日本の近代化の中心になろうという自負を持っていた。1875年、彼らの内の何人かはニューヨークで「日本法律会社」というサークルを結成し、その事業の一つとして帰国後日本で高等教育機関を設立することを考え、帰国後様々な人々とグループの協力を得て、1880年8月に東京府に開学届を提出し、9月開校式をおこなった。

開学届に署名した人物は、相馬，目賀田，田尻，駒井，津田，金子堅太郎，高橋一勝，山下雄太郎である。金子は目賀田と同様にハーバードのロー・スクール卒業生，高橋，山下は留学経験はなく，帝国大学法科大学（後に東京大学法学部）卒業生であった。学生は，上記の8人が関係していた，慶應義塾夜間法律科，箕作秋坪の三叉塾法律経済学科，攻法館法律科の学生を吸収したという。明六社に集った福沢諭吉と箕作秋坪の援助を得て，帝国大学法科大学卒業生と協力しつつ，明治初期

の様々な知識人の関係の中で専修学校は設立された。

創設期の専修学校——世に魁けた教育システムの創設

1880年秋から授業を始めた専修学校は、夜間授業、入学資格を問わず、日本語で高度な知識を教授する、法律と経済の専修（専門）学校であった。夜間授業をおこなった理由は、学生が昼間働く勤労学生であったことと、そして何よりも昼間には教授陣が確保できなかったからである。創設者たちはすべて、官庁と官学に定職を持っていて、仕事が終わってから学校に来て無給で講義をおこない、その他の講師もおおむね創設者たちと同様であった。もちろん講師には若干の手当が支払われた。現在と違い、西洋の専門知識を持つ人材、ましてや留学経験者はわずかで、絶対に教育能力のある人材が不足している社会で、多数の人間に対して西欧の知識を効率的に、しかも安価に授ける教育コンセプトとして、このような夜間専修学校システムが考案されたのであろう。専修学校が魁けたこの教育システムは、後発の私立法律専門学校（例えば、現在の明治大学、法政大学、中央大学など）でも踏襲された。このシステムの特徴は、有給専任教員は皆無またはごく少数、非常勤の嘱託教員に若干の手当を払うだけであったので、教員の経費を抑え、しかも高度で最新の教育内容を提供できるという、効率的な教育システムであった。

しかし、すべての高等教育機関がそうであったのではない。帝国大学、司法省法律学校などは有給専任教員を持っていた。東京府内の私立学校でも慶應義塾や東京専門学校（後の早稲田大学）では、地理的条件や設立者の意見で早くから専任教員を持とうとした。

専修学校法律科の学生達とその進路

専修学校の修学期間は当初2年、後に3年に延長された。はじめは入学試験はなく、年度途中で随時入学を許可しており、途中退学者が多かったので、在籍学生数は把握不可能であった。『百年史』によると、1880年9月から1886年7月までの6期間（修業期間延長で卒業生のない年が1年あるので）の、定期試験受験数が1286人、卒業数139人（経法両科兼修者を除くと128人）であった。定期試験受験者に対する卒業率は10%程度、入学者に対する卒業率はさらに低い。当時の私学に学ぶ者の厳し

い教育環境が想像できる。

しかし厳しさを克服した卒業生には豊かな果実が約束されていた。初期の法律科卒業生に限れば、裁判所判事補、代言人（弁護士）に就職できた。近代的法制度を施行することが急務だったにもかかわらず、国が用意した法律専門職養成機関の規模が小さすぎたので、私立法律学校が生み出す学生がその不足分を埋めていたのである。

その後、文部省はそれまで自由放任に近かった私立法律学校に対する監督を強化し、帝国大学総長の監督を受ける特別監督学校（1886年より1888年）あるいは特別認可学校（1888年より1893年）の制度を定めた。これによって専修学校などの私学法律学校は、文部省による監督を受ける代わりに、司法官登用、文官高等試験受験資格あるいは兵役猶予・1年志願兵等の特権を与えられ、入学者が増加して経営が安定した。

民間の自由民権運動が盛んになり、一方で藩閥政府の側でも法典整備を進め、憲法制定・国会開設が日程にあがってくると、法律専門職の需要が増大した。とくに1881年の国会開設の詔発布以降、私立法律学校設立ブームが到来した。下の表は『明治大学百年史』に掲載された表を加工したものであるが、法律知識を持った人材がどこで生産されたのか、数量的な側面から検討したものである。まず言えるのは、帝国大学法科大学の卒業生が1年間に僅か30人程度であり、圧倒的多数の法律専門職を私立法律学校が輩出していたことが分かる。第2に、私学の中でも明治法

1887年から1892年までの6年間の法律科卒業生数（『明治大学百年史』より）

創立年	創立時の学校名	卒業生数	現在の校名
1880	帝国大学法科大学	305	東京大学
	専修学校法律科	150	専修大学
1881	明治法律学校	1029	明治大学
	東京法学校→合併、和仏法律学校	393	法政大学
1882	東京専門学校	281	早稲田大学
1884	独逸協会学校	69	獨協大学
1885	英吉利法律学校→東京法学院	1165	中央大学
1890	慶応法律科	5	慶応大学
	日本法律学校	—	日本大学

律学校と英吉利法律学校が圧倒的に有力である。なかでも明治法律学校（明治大学）は明治・大正期には私学出身弁護士を最も多く生み出していた。第3に、わが専修学校法律科の卒業生は優秀であるという定評はあるものの、規模が小さいことである。スタートは早かったのに、後続集団に追いつかれ、抜かれてしまった。なぜこうなったのか？ 今後、学校史を比較検討することで明らかにすべき論点である。

今村力三郎の学生時代

今村力三郎は1866年信州飯田の有力農民の家に生まれた。実家は蜂谷姓であったが、力三郎は寡婦一人で家を守っていた今村家を継いだ。理由は不明だが、夏目漱石と同じく徴兵逃れの便法であったかも知れない。家産が傾き、一家は1884年に上京し、神田猿樂町の路地裏で紅梅焼屋をはじめた。力三郎は86年に専修学校入学したが、学費は裁判官宅に書生として住み込むことで賄った。典型的苦学生であった。努力の甲斐あって、彼は88年在学中に代言人試験合格し、卒業後すぐに活動を始めた。後年の随想「僕の貧乏時代」では、在学中に教員としては江木衷（岩国藩士の子、1884年法科大学首席卒、官僚法学者、弁護士。『現行刑法汎論』『現行刑法各論』を今村の在学中に刊行）に影響を受けたと記している。彼は第7回1888年の卒業生で、法律科の首席であった。7月16日浅草井生村楼でおこなわれた卒業式では、師匠江木衷の本をも引用しながら「刑制論」を演説した。

2. 専修学校法律科の生徒募集停止とその後

第1章で意外に紙幅をとったので、後は講演の要点のみを記す。

既に、近代国家の整備とともに法律専門職の需要が増大し、私立法律学校卒業生がその需要に応え、1880年代に私立法律学校ブームが到来したことは既に述べた。1889年大日本帝国憲法が発布され、1890年帝国議会在が開設される。これらは私立法律学校への追い風になるかと思われたが、事實はさにあらず、一転して法律学校は冬の時代に突入した。

その理由としてつぎのようなものが考えられる。司法制度の整備が一段落すると司法官の新規需要が縮小し、一方で帝国大学法科大学の規模が拡大し卒業生数が増

えたため、法科大学卒業生と私立法律学校卒業生の間で限られたパイの奪い合いが生じた。これに追い打ちをかけたのが、初期議会における、民党側の民力休養要求と政府側の海軍力増強要求の対立、その妥協策としての行政整理であった。今も昔も、行政整理は官吏の員数と給与の削減が早道である。司法官も例外ではなかった。この結果は、私立法律学校の特権の取り上げ（1893年の特別認可学校廃止）に至り、法律科への入学生の激減、私立法律学校の経営危機を招いた。それ以降の専修学校の対応は下記の通りである。

1891年 1890年入学者激減，1回目の法律科学生募集停止，1892年再度法律科学生募集。

1893年 再度法律科学生募集停止。

1903年 専門学校令による専門学校，理財科1科の専門学校に。

1906年 学則改正，大学部（経済科と商科）設置。

法律を教授する私学は多数存在していたが、経済学の知識を教える私学は数少なかった。法律学科卒業生の価値が低下する中で、専修学校の経営者は競争の激化した法律科部門から撤退して、競争力のあった経済の専修学校として、従来のシステムを維持しながら難関を切り抜けようとしたのであろう。この選択は成功し、日清・日露戦争期に日本の経済が拡大基調に向かうなか、学校経営の安定化と規模拡大が実現した。

しかし、東京の大手私学は専修と同じ道を歩まなかった。たとえば専修に1年遅れて設立された、隣組の明治法律学校は、困難な中で法律科を維持し、日露戦争後拡大に向かい、多数の弁護士を輩出した。またこれと同時に、単科大学から複数の学部を持つ総合大学への困難な歩みを進んでいた。慶応と早稲田では内部で養成してきた人材が育ち、大正・昭和期に他の私大を突き放す準備を始めていた。端的に問題点を指摘しよう。東京や関西の大手私学では、この時期、夜間授業から昼間授業へと重点を移しつつあり、それとともに有給専任教員を持つようになり、しかもそれを自校の卒業生を海外留学させることによって自前で育成するようになった。私学が創設されて20年を経過する中で、私学の教育システムに変動が生じていたが、専修学校は古いシステムを墨守し、新状況への対応は緩慢であったと言わざるを得ない。

この時期は創設者たちの官界・実業界での活動がピークに達する時期である。田尻と目賀田は大蔵省と会計監査院の高級官僚、相馬は正金銀行のトップについた。とくに、創設者たちを継いで大正期の専修を担った阪谷芳郎は若くして西園寺内閣の大蔵大臣に就任し、その後も政財官界のみならず文化事業の面でも、リーダーとして活躍した。裏読みすれば、創設者とその後継者は公的活動に忙しく、専修学校の経営に全力を投入する時間を持つことができず、学校経営はあくまで個人的な、ボランティアな社会奉仕として対応していたのかも知れない。それ自身は貴重なことであるが、経営に尽力する他の私学との差が生じ始め、それが本格的な問題となるのは、大正期の大学令による私立大学昇格問題であった。

3. 大学令による専修大学設置と法学教育の再開

——私立大学昇格問題をめぐる創設者と学生・校友の対立と協調——

寺内内閣の岡田良平文部大臣は、臨時教育会議の答申を受け、大学令を文部省内で立案させた。枢密院の審議を経て修正の後に、1918年12月勅令第388号を以て、大学令が公布された。これは「国家ニ須要ナル學術」・「国家思想ノ涵養」を大学教育の目的とするなど、国家主義的側面を強調したが、一方で国家社会の発展に伴って官公私立の大学の拡充を目指すものであった。それまで私大は専門学校令による専門学校の扱いを受けていたので、有力私大は大学昇格に敏速に対応し、1919年に準備を整えて申請し、1920年に認可を受けた。この時、慶応と早稲田が先頭をきって同時に認可され、同志社、法政、明治、中央、日本、國學院の各大学がこれに続き、同志社を除く7大学には文部省助成金が10年間交付されることとなった。

専修大学創設者である相馬、田尻、目賀田を始めとする大学経営陣は、大学への昇格に消極的であった。この理由は『専修大学百年史』の記述では必ずしも明らかでないが、社会の中堅の実践者を養成する専修学校の建学の理念から見て、大学昇格が不可欠とは認識しなかったらしく、また昇格に伴う施設と専任教員の充実、夜間授業主体から昼間授業主体への転換、文部省への多額の供託金輸出が壁になっていた。

これに業を煮やした学生達は、卒業生である校友への支持を訴えつつ、昇格運動を1920年夏展開し、同盟休校をも辞さずと決議した。専修大学学生の動きを報じた、

1920年6月29日の『東京日日新聞』は、「昇格か廃校か、専修大学の叫び、学監田尻市長が此処でも頭の改造を決議さる」との見出しで、前日の第1回昇格促進大会の様を報じ、東京市長であった田尻の旧弊さを皮肉っている。結局、相馬学長は理事会の同意を得て、学生に翌年を期して大学昇格を実現させると約束して、同盟休校を思い止めさせた。大学昇格認可申請を1920年11月13日付で提出し、認可されたのは1922年5月25日であった。明治大学に遅れること2年である。

1922年に条件付きで大学昇格の認可が下り、1923年に経済学部が、1927年法学部が設置され（この年は予科の生徒募集）、ほぼ四半世紀ぶりに法学教育が本格的に再開された。この時から現在まで、専修大学の法学教育は80年近い年輪を重ねている。

今村力三郎が大学の経営と関係を持つのもこの時からである。

彼は既に長年着実に弁護士としての実績を積み、有力会社の顧問弁護士となり、1911年には東京弁護士会副会長に就任した。その一方で、足尾鉍毒事件（兇徒聚衆事件、田中正造官吏侮辱事件）、日比谷焼き討ち事件、足尾暴動（労働争議鎮圧に軍隊が出動した）、大逆事件（友人幸徳秋水の弁護）、東京市電料金問題（堺利彦、大杉栄弁護）などの社会問題・弱者救済に関する刑事事件の弁護陣に参加していた。また、専修学校校外生であった、信州出身の中村太八郎が魁をきった普選運動の有力支持者であった。宮地正人氏（国立歴史民俗博物館館長）が発見・命名した、日露戦争講和反対運動（日比谷焼き討ち事件、今村自身が講和反対運動の首謀者）の中で登場し、大正デモクラシーの推進勢力の一翼を担った、国民主義的対外硬派陣営に今村は属していたのではないかと考えられる。

彼は1920年、大学昇格に伴う専修大学基金募集の特別委員会委員となり、募金常務委員として募金運動の先頭に立ち、自ら2000円の寄付を申し出た。同じ年彼は専修大評議員に就任、以後1924年に監事、1925年に理事に就任して、大学昇格、関東大震災による校舎被害、昭和前期の混乱期と続く困難な時代の大学経営に参加した。これが戦後の総長就任の伏線であろう。

むすびにかえて

講演の標題について『専修大学百年史』に拠りながら、簡単に述べた。とくに結

論という程のものはないが、講演を準備する際に気になったこと、今後検討してもらいたいと考えた点を列記する。

① 従来専修大学では4人の創立者のみを顕彰してきたが、彼らの周囲には、広くかつ多数の留学経験者や知識人の協力や連帯が見られた。例えば明治憲法起草者である金子堅太郎との交流もあり、かつ金子自身も後年専修学校法律科創設に参加したことを誇りに思っていた。明治初年の、首都東京の知的サークルの一環として、専修学校が創設されたことを、もう少し具体的に描いても良いように思った。

② 夜間、日本語による、法律と経済に関する実用「高等」教育という新たな教育コンセプトを専修学校は創出し、初期には成功を収め、他の私立法律学校もこれに追随した。これは教員に費用をかけない安価で効果的な教育システムであったが、一方で矛盾を有していた。

③ 法学教育については、新しい教育システムを創出しながら、それに安住して、イノベーションを怠り、追いつき追い越されたのではないか*。別な道を辿った私学、例えば早稲田大学、例えば明治大学との比較検討の必要性があるのではないか。私学創設者・経営者による社会活動と私学経営そのものの関係を含めて、再検討してはどうか。

④ 『専修大学百年史』刊行から25年を経た今、130年史を編纂する準備を始め、建学の事情と精神を再確認するとともに、新たな視角からの校史の見直しが必要ではないか。その時には、経営者と教職員中心の大学史叙述ではなく、私学における学生と卒業生（校友）の重要性に注目した叙述が重視されなければならない。1920年の大学昇格運動に際して、同盟休校と募金で促進を主張した学生と校友の行動力を見て、強くそう思った。そのなかで、『百年史』で不十分だった、今村力三郎の顕彰が必要ではないだろうか。

* 経済科の教育については別である。経済・商業・会計に関する教育では、専修は明治期に優れた実績をあげた。『専修大学百年史』の記述は法律科に詳しく、経済科については不十分である。次の校史では、経済科の記述を充実させる必要があるだろう。